第32回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和６年１月25日（木）午後２時から２時30分

2　会議の場所　　気仙沼市役所ワン・テン庁舎大ホール

3　出席農業委員（13名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広（欠）
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（11名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行
21番　藤田隆一（欠）	22番　佐藤良人	23番　及川　衛（欠）
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

12番　吉田和広

6　欠席農地利用最適化推進委員

21番　藤田隆一　　23番　及川　衛

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　非農地証明願について
第５　議案第４号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（案）の決定について
第６　議案第５号　令和６年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について
第７　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	小野寺知博
主幹兼主任	村上　将
主幹	粕谷将洋
主事	遠藤雄子
主事	小松定恵

10　会議の概要

午後２時　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第 32 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，12 番吉田和広君の１人であります。 農地利用最適化推進委員は，21 番藤田隆一君，23 番及川衛君の２人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，14 番吉田幸志君と１番鈴木敏榮君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。併せて３条調査書を御用意ください。受付番号１番，本吉町松ヶ沢。議案関係図面は１ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであります。譲受人の経営面積は 5,501 ㎡。労働力は２人。従事日数は 400 日。農機具は草刈り機１台を所有しており，作付け作物は，ねぎ，芋，玉葱，リンゴの木を予定しています。理由は売買により譲り受け耕作するものです。 議案第１号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。７番熊谷委員。
７番熊谷委員	７番熊谷です。先日 20 日の日に４名で確認してまいりました。譲り受け耕作するということで，特に問題はなかったです。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。農地検討委員会におきまして地区担当委員からの御報告を受けまして審議いたしましたけれども，許可相当ということになりました。よろしくお願いします。

議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。受付番号１番，岩月宝ヶ沢。議案関係図面は３ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域内であり，農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は贈与です。事業概要は公衆用道路の建設です。56 ㎡です。 受付番号２番，岩月宝ヶ沢。議案関係図面は６ページになります。都市計画区域内であり，農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。事業概要は駐車場１台の建設です。20 ㎡です。 以上，受付番号１番と２番の２件について御審議をお願いします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番と２番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。先の日曜日に委員４名で見てまいりました。１番も２番も，先月 12 月に５条申請したところの取り付け道路のようなものでございまして，１番は北側からも入れるようにというような感じの公衆用道路に見てまいりました。異議ございません。それから２番目は駐車場ということで，これも 12 月に出た５条申請のところに，家族が増えたため駐車場として使用するということでございまして，異議ございません。以上です。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。２つの案件とも農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，許可相当ということになりました。よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，最知南最知。議案関係図面は 11 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。平成５年３月 25 日から農地として管理できる者がいなくなり，雑草・灌木類が生い茂る土地になりました。 受付番号２番，本吉町登米沢。議案関係図面は 21 ページになります。平成 12 年月日不詳から耕作放棄したため，現在農業に適さない土地となりました。現状は原野です。 受付番号３番，常楽。議案関係図面は 33 ページになります。申請地は，年月日不詳から旧居宅に通う道路として利用され，多少の変更はあったものの現在に至っています。旧居宅の新築年月日は不詳であるが，現在の建物は，かなり古いもので，農地法制定前に建築されたものと推測され，今後も農地としての復元性はないものと考えます。 以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。先日，日曜日に面瀬の委員さんと４名で現地を確認いたしました。現地は説明された内容と同じく，やはり荒廃しておりまして，どこからどう入ってよいか分からないような状態でございます。まぁしょうがないなという感じでございまして，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。担当委員４人で見てまいりました。図面にありますように，もう既に現状は原野になっておりましたので，許可相当と思われます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。現在，申請者が住まいしている自宅の後ろ側にあたりまして。旧宅がございまして，そこに通うための通路として利用されていたところでございまし

	て，これも暫く年数が経っておりますけれども，改めて農地への復元性はないということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。３つの申請案件とも農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，何れの案件も農地への復元性はないものと判断し，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。今回提案いたします農用地利用集積計画につきましては，受付番号１番から 61 番まで，すべてが，みやぎ農業振興公社による農地中間管理権の設定案件で，農業経営基盤強化促進法による利用権（賃借権）の設定です。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。 受付番号１番から 61 番，議案関係図面は 36 ページからです。受付番号１番から 60 番までは，すべて同じ方が借受け希望者となっております。借受け予定地は，本吉町窪，本吉町大谷，本吉町長根，本吉町滝根です。 受付番号 61 番は，議案書記載の方が借受け希望者となっております。借受け予定地は最知北最知です。 利用権設定期間は公告日の翌日から 10 年間を予定しています。 以上で議案第４号の説明を終わります。御審議をお願いいたします。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番から 60 番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。土曜日の日に大谷の委員４人と，それから耕作している営農組合員の２人に立ち会ってもらって確認いたしました。これは震災復興事業で圃場整備した場所であります。そして地積の確定と相続の関係により申し出された土地であります。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　　長	受付番号61番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。この案件は，先日の日曜日の朝に４名の委員さんと現地を確認いたしました。農地中間管理機構による利用権の設定でありまして，何ら問題なしということでございます。以上です。
議　　長	受付番号１番から61番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。受付番号１番から61番については利用集積ということで，農地検討委員会におきまして審議いたしましたけれども，引き続き耕作していただくということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「令和６年度気仙沼市農作業標準賃金額の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書14ページをお開き願います。農業委員会では，農作業員を臨時で雇用する場合や，農作業を受委託する場合の目安にしていただくため，毎年，農作業標準賃金額を設定し，公表しております。設定にあたりましては，設定会議を開催し，委託者，受託者の意見を十分反映させ，お互い納得のいくものとして原案を作成しております。こちらにつきましては，今月16日に開催いたしました，令和５年度気仙沼市農作業標準賃金額設定会議において作成した原案に基づき，提案するものです。なお，今年度は委託者４名及び受託者４名を委嘱し，そのほか，農業関係団体及び関係行政機関の担当職員，農業委員会からは会長及び農地・農政の各検討委員長を委嘱し，原案の検討をいただいております。一般作業料金単価については，前年度から５％増の8,050円となっております。賃借料情報については，田・畑いずれにつきましても令和５年の賃借料金から求めております。その他の金額につきましても，前年の賃金額から５％増となったこと，また，草刈作業の作業内容に「刈払機」のほかに，かねてより農業委員会事務局への問合せ・要望のありました「自走畦畔（けいはん）草刈機」の標準賃金設定についても設定会議の委員から承認を得ております。また，本総会に先立ちまして開催した農政検討委員会においても，同様の御説明をいたしたところであり，原案のとおり提案することで同意をいただいたところです。 以上で，議案第５号の説明を終わります。

議　　長	農政検討委員長，農政検討委員会の結果の報告をお願いします。
農政検討委員長	13番畠山です。今，事務局の方から説明がありましたけれども，農作業標準賃金額設定会議並びに農政検討委員会におきまして，５％増ということで判断され異議ありません。よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は，原案のとおり決定いたしました。 この標準賃金額については，関係機関に周知するとともに，市広報等，その他適切な方法により，農家の皆様にお知らせするなど，公表してまいります。
議　　長	次に，日程第７，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第32回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時30分 令和６年１月29日 気仙沼市農業委員会